吸収合併に関する事後開示書面

2023年8月3日

株式会社ビー・エム・エル

2023年8月3日

株式会社ビー・エム・エル

代表取締役社長　近藤　健介

吸収合併に係る事後開示書面

当社は、2023年4月24日付けで株式会社愛媛メディカルラボラトリー（以下「愛媛メディカル」という）、との間で締結した合併契約に基づき、2023年8月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、愛媛メディカルを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行いました。

本合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

１．本合併が効力を生じた日

2023年8月1日

２．吸収合併消滅会社における差止請求、反対株主の買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

（１）差止請求

吸収合併消滅会社に対し、本合併の差止請求をした株主はありませんでした。

（２）反対株主の買取請求

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当はありません。

（３）新株予約権買取請求

新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

（４）債権者の異議

吸収合併消滅会社は、2023年6月15日付で官報に公告を行いましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。

３．吸収合併存続会社における差止請求、反対株主の株式買取請求及び債権者の異議に関する手続きの経過

（１）差止請求

吸収合併存続会社に対して、本合併の差止請求をした株主はありませんでした。

（２） 反対株主の買取請求

当社は、2023 年 6 月 15 日より電子広告を行いましたが、株式買取請求行使期限までに、株主からの株式買取請求はありませんでした。

（３） 債権者の異議

吸収合併存続会社は、2023 年 6 月 15 日付で官報に公告を行うとともに、2023 年 6 月 23 日付で電子公告を行いましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面

別紙のとおりです。

6. 会社法 921 条の変更の登記をした日

2023 年 8 月 1 日

7. その他本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上

【別紙】

吸収合併に係る事前開示書面

2023 年 4 月 25 日

株式会社ビー・エム・エル

2023 年 4 月 25 日

株式会社ビー・エム・エル
代表取締役社長 近藤　健介

吸収合併にかかる事前開示書面

（吸収合併存続会社／会社法第 794 条第１項及び会社法施行規則第 191 条に基づく事前備置書面）

当社は、2023 年 4 月 24 日付けで株式会社愛媛メディカルラボラトリー（以下、「EML」）との間で締結した合併契約（以下「本合併」という。）に基づき、2023 年 8 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、EML を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うこととしました。本合併に関し、会社法第 794 条第１項及び会社法施行規則第 191 条に定める事項は下記のとおりです。

記

１．吸収合併契約の内容

別紙１のとおりです。

２．合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

３．新株予約権の対価の定めの相当性に関する事項

吸収合併消滅会社である EML は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

４．吸収合併消滅会社の計算書類等に関する事項

（１）　最終事業年度に係る計算書類等

最終事業年度の EML の計算書類等は、別紙２ のとおりです。

（２）　最終事業年度後に生じた重要な後発事象

該当事項はありません。

５．吸収合併存続会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

　該当事項はありません。

６．吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

　本合併効力発生後の当社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の当社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

　したがって、本合併後における当社の債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

以上

別紙　1

合併契約書

株式会社ビー・エム・エル（以下「甲」という。）と株式会社愛媛メディカルラボラトリー（以下「乙」という。）とは、甲乙の合併に関し、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（合併）

甲乙は、本契約に定めるところにより、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本合併」という。）。

第２条（当事会社の商号及び住所）

本合併にかかる吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、下記のとおりである。

（１）　甲（吸収合併存続会社）

商号　株式会社ビー・エム・エル

住所　東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目 21 番 3 号

（２）　乙（吸収合併消滅会社）

商号　株式会社愛媛メディカルラボラトリー

住所　愛媛県松山市余戸西六丁目 1 番 4 号

第３条（株主に対する合併対価の交付）

甲は、乙との合併に際して、乙の株主に対して、乙の株式に代わる金銭等の交付を行わないものとする。

第４条（資本金及び準備金の額）

本合併に際して、甲の資本金及び準備金の額は、増加しないものとする。

第５条（合併の効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2023 年 8 月 1 日とする。但し、甲、乙は、本合併手続の進行上の必要に応じ、協議のうえこれを変更することができる。

第６条（当事会社における機関決定）

甲は、会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併の規定により、乙は、会社法第 784 条第 1 項に定める略式合併の規定により、それぞれ本合併契約について株主総会の承認を得ないで合併する。

第７条（会社財産の引継）

乙は、2023 年 3 月 31 日現在の貸借対照表その他同日の計算を基礎として、爾後効力発生日に至るまでの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を、効力発生日において、甲に引き継ぎ、甲は、これを承継する。

第８条（従業員の処遇）

甲は、効力発生日において、乙の従業員を甲の従業員として引き継ぐものとし、その処遇については、別途、甲乙協議のうえ、これを決定する。ただし、本合併により、甲に承継された乙の従業員が将来甲を退職する場合の退職慰労金は、当該従業員の乙

における勤続年数を甲における勤続年数と通算して算出するものとする。

第 9 条（善管注意義務）

甲乙は、本契約の締結以後、効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意義務をもって業務執行及び財産管理を行うものとし、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う際には、事前に協議し合意のうえ、これを行うものとする。

第 10 条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでにおいて、天災地変その他の事由により、甲、乙の資産又は経営状態に重大な変動が生じたときには、甲乙協議のうえ、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 11 条（本契約の効力）

本契約は、法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第 12 条（本契約以外の事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

以上本契約締結の証として本契約書 1 通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、甲が原本を、乙がその写しをそれぞれ保有する。

2023 年 4 月 24 日

（甲）　東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目 21 番 3 号
株式会社ビー・エム・エル
代表取締役　近藤　健介

（乙）　愛媛県松山市余戸西六丁目 1 番 4 号
株式会社愛媛メディカルラボラトリー
代表取締役　青山　竹彦

決　算　報　告　書

第 28 期

自　令和　3年　4月　1日

至　令和　4年　3月31日

株式会社　愛媛ﾒﾃﾞｨｶﾙﾗﾎﾞﾗﾄﾘｰ

愛媛県松山市余戸西６丁目１－４

貸 借 対 照 表

(単位：円)

株式会社 愛媛ﾒﾃﾞｨｶﾙﾗﾎﾞﾗﾄﾘｰ　　令和 4年 3月31日現在

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	【664,549,777】	【流動負債】	【61,359,934】
現金及び預金	178,097,833	買掛金	28,656,804
売掛金	57,804,445	未払金	5,928,084
未収入金	46,200	未払費用	4,694,802
製品	647,972	預り金	1,985,779
材料	14,329,026	未払消費税	5,850,400
半製品・仕掛品	770,365	未払法人税等	4,688,200
貯蔵品	51,740	賞与引当金	8,130,265
立替金	929,613	短期ﾘｰｽ債務	1,425,600
前払費用	1,872,583	【固定負債】	【39,920,427】
預け金	410,000,000	役員退職慰労引当金	11,537,500
【固定資産】	【73,528,522】	退職給付引当金	23,155,727
(有形固定資産)	(55,312,045)	長期ﾘｰｽ債務	5,227,200
建物	15,741,593	負債の部計	101,280,361
建物付属設備	14,572,755		
構築物	283,862		
機械装置	1,850,000		
工具器具備品	222,799,781		
リース資産	10,560,000		
減価償却累計額	△206,095,946		
ﾘｰｽ資産償却累計額	△4,400,000	純資産の部	
(無形固定資産)	(2,185,660)	【株主資本】	【636,797,938】
電話加入権	1,122,576	[資本金]	[20,000,000]
ソフトウェア	14,407,583	[利益剰余金]	[616,797,938]
ｿﾌﾄｳｪｱ償却累計額	△13,344,499	利益準備金	5,000,000
(投資その他の資産)	(16,030,817)	(その他利益剰余金)	(611,797,938)
長期前払費用	295,168	別途積立金	320,000,000
敷金保証金	645,000	繰越利益剰余金	291,797,938
繰延税金資産(固定)	15,090,649	純資産の部計	636,797,938
資産の部計	738,078,299	負債・純資産の部計	738,078,299

損 益 計 算 書

(単位：円)

自 令和 3年 4月 1日
至 令和 4年 3月31日

株式会社 愛媛ﾒﾃﾞｨｶﾙﾗﾎﾞﾗﾄﾘｰ

科目	金額	
【売上高】		
BML検査売上	296,764,282	
その他検査売上	122,737,416	
業務受託売上	128,241,956	
その他売上	2,515,469	550,259,123
【売上原価】		
期首棚卸高	700,275	
当期製品製造原価	389,291,259	
合計	389,991,534	
期末棚卸高	647,972	389,343,562
売上総利益		160,915,561
【販売費及び一般管理費】		136,504,643
営業利益		24,410,918
【営業外収益】		
受取利息配当金	3,280,335	
雑収入	2,586,710	5,867,045
経常利益		30,277,963
【特別損失】		
固定資産売却除却損	3	3
税引前当期純利益		30,277,960
法人税等充当額		6,790,951
法人税等調整額		3,915,489
当期純利益		19,571,520

株主資本等変動計算書

株式会社 愛媛メディカルラボラトリー

自 令和 3年 4月 1日
至 令和 4年 3月31日

(単位：円)

	株主資本							評価・換算差額等合計	新株予約権	純資産合計
		資本剰余金		利益剰余金						
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
当期首残高	20,000,000			5,000,000	596,090,418		621,090,418			621,090,418
当期変動額										
剰余金の配当					Δ3,864,000		Δ3,864,000			Δ3,864,000
当期純利益					19,571,520		19,571,520			19,571,520
当期変動額合計					15,707,520		15,707,520			15,707,520
当期末残高	20,000,000			5,000,000	611,797,938		636,797,938			636,797,938

	利益剰余金の内訳			
	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	5,000,000	320,000,000	276,090,418	601,090,418
当期変動額				
剰余金の配当			Δ3,864,000	Δ3,864,000
当期純利益			19,571,520	19,571,520
当期変動額合計			15,707,520	15,707,520
当期末残高	5,000,000	320,000,000	291,797,938	616,797,938

個 別 注 記 表

自 令和 3年 4月 1日
株式会社 愛媛ﾒﾃﾞｨｶﾙﾗﾎﾞﾗﾄﾘｰ 至 令和 4年 3月31日

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
資産の評価基準及び評価方法
たな卸資産の評価基準及び評価方法
商品・製品・材料・半製品・仕掛品・貯蔵品……最終仕入原価法による原価法

固定資産の減価償却の方法
有形固定資産……定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物については定額法を採用)
リース資産についてはリース期間を耐用年数とし、定額法により減価償却を行っている。
無形固定資産……ソフトウェアについては税法の規定による償却期間(5年)に基づく定額法を採用している。
引当金の計上基準
貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるために、実績率により計上するほか、個々の債権の内容を検討して計上している。
賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。
退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、退職金規定に基づく自己都合による当期末要支給額を計上している。
役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金支給内規に基づく期末要支給額を計上している。
その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
税抜方式で計上している。
会計処理の原則又は手続の変更
リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理による。(ただし、平成20年3月31日以前契約のものは、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理による。)
2. 株主資本等変動計算書に関する注記
当事業年度末日における発行済株式の数 400 株
(1)当事業年度中の剰余金の処分に関する事項
①当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項(当事業年度の末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための法第124条第1項に規定する基準日が当事業年度中のものを含む。)
令和 3年 6月22日の定時株主総会
配当金の総額 3,864,000円 1株当たり配当金 9,660円

配当原資 利益剰余金
配当基準日 令和 3年 3月31日 効力発生日 令和 3年 6月22日

(2)令和 4年 6月22日開催予定の第27期事業年度の定時株主総会で決議予定
配当金の総額 5,870,000円 1株当たり配当金 14,675円

配当原資 利益剰余金
配当基準日 令和 4年 3月31日 効力発生日 令和 4年 6月22日

3. 1株当たり情報に関する注記
1株当たりの純資産額 1,591,994 円 84 銭
1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額 48,928 円 80 銭